

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和3年8月18日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和3年8月11日からの大雨により、長野県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

| 都道府県 | 法適用日 | 災害救助法適用市町村 |
|------------------|-------|--|
| 長野県 | 8月15日 | 岡谷市（おかやし） |
| | | 諏訪市（すわし） |
| | | 上伊那郡辰野町（かみいなぐんたつのまち） |
| | | 木曾郡上松町（きそぐんあげまつまち） |
| | | 木曾郡王滝村（きそぐんおおたきむら） |
| 木曾郡木曾町（きそぐんきそまち） | | |
| 島根県 | 8月12日 | 江津市（ごうつし） |
| | 8月13日 | 邑智郡川本町（おおちぐんかわもとまち） 邑智郡美郷町（おおちぐんみさとちょう） |
| 広島県 | 8月12日 | 広島市（ひろしまし）全区 |
| | | 三次市（みよしし） |
| | | 安芸高田市（あきたかたし） |
| | | 山県郡北広島町（やまがたぐんきたひろしまちょう） |
| 福岡県 | 8月12日 | 久留米市（くるめし） |
| | | 八女市（やめし） |
| | | みやま市（みやまし） |

| 都道府県 | 法適用日 | 災害救助法適用市町村 |
|------|-------|---|
| 佐賀県 | 8月12日 | 武雄市（たけおし） 嬉野市（うれしのし） 杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう） |
| 長崎県 | 8月12日 | 雲仙市（うんぜんし） 南島原市（みなみしまばらし） |

以上